

# NWEC 男女共同参画統計ニュースレター

No.15 2014年6月25日

## 目次

1 国連統計部 ジェンダー指標の最小限セット	4 地方公共団体の男女共同参画統計活動（都道府県編）⑩高知県
2 韓国のジェンダー統計関連制度及び作成の現況（その2）	5 資産所有と企業家の測定：ジェンダー統計の新課題への取組み—EDGEプロジェクトから
3 地方公共団体の男女共同参画統計活動（市区編）⑭山口市	6 男女共同参画統計関係行事日程表

## 1 国連統計部 ジェンダー指標の最小限セット

編集委員会

【編集委員会注：本 NL の No.11 と No.14 の国連統計委員会への「ジェンダー統計報告」で、この最小限セットにふれた。6月下旬現在、国連統計部のトップページに示されているセットは、(i)使われている記号・番号の違い、(ii)指標番号 3, 8, 24, 31, 35, 42 でアルファベットを付して指標数が複数個になった、(iii)「公的生活と意思決定」と「女性と女兒の人権」で指標番号がそのまま配列が逆になった、(iv)一覧表の最終列に EDGE (Evidence and Data for Gender Equality、ジェンダー平等のための証拠とデータ、本 NL の記事5参照) での取り上の有無が加えられた、など上記の報告の付録にある最小限セットに変更が加えられている。とはいえ、指標セットの内容は、この内容に落ち着くと思われる。本 NL 編集委員会では、ほぼ最終版のセットとして、トップページにあるセットを中心に、付録にあった説明とをミックスして、利用者にわかりやすい形でまとめて以下に掲げる。日本の関心からこの指標セットをみれば、①層 (Tier) II と III の多くの指標は日本でもいまだ用意されていないし、②質的指標 (規範) でも遅れがある。今後、この最小限セットとの対比で、各国のジェンダー統計データの整備状況が監視されることなろう。日本でも十分に吟味する必要がある。<http://genderstats.org/>】

### ジェンダー統計の最小限セット

国連統計委員会の勧告（決議42/102）にしたがって、そして委員会の第44会期に報告したとおり（E/CN.3/2013/10）、ジェンダー統計に関する機関間専門家グループ（IAEG-GS）は、国家統計システムと国際機関からの専門家をつくむ世界ジェンダー統計と指標データベースに関する助言グループを通じて、3つの層に区分される52の数量的指標と、ジェンダー平等に関する国家規範や法律をとりあげる11の質的指標から構成されるジェンダー指標の最小限セットを認定した。

52の数量的指標の選択は、北京行動綱領およびその他のより最近の国際的約束で認定された主要な政策的問題を指標は取り上げるべきであるという基本的基準に導かれている。52の指標は、統計委員会の決議44/109によって、ジェンダー統計の各国での作成と国際的編集のガイドとして同意された。

選択された52の指標は、次のような層にさらに区分された。

- ・層1 概念的に明確で、国際的に合意された定義を持ち、各国で定期的に作成されている指標

- ・層2 概念的に明確で、国際的に合意された定義を持つが、各国ではまだ定期的には作成されていない指標
  - ・層3 国際的基準がなお開発される必要があり、各国が定期的には生産してはいない指標
- 国の規範に関する11の指標は、様々な分野でのジェンダー平等の保証に向けて国の法律がどう働いているかを監視するものである。

**表1 分野別ジェンダー指標：数量的指標のリスト**

指標番号	指標の名称	北京行動綱領	ミレニアム開発目標 (Tはターゲット)	層	機関	EDGE
<b>I 経済構造、生産活動への参加及び資源へのアクセス</b>						
1	無償家事労働に費やされた性別平均時間数 注：可能なら別個に世帯労働と子どものケア	C.2、F.1、H.3		2	ILO	
2	性別有償労働と無償の家内労働の合計（総労働）に費やされた平均時間数	F、H.3		2	ILO	
3a	性別 15-24 歳の労働力参加率	F.1、H.3		1	ILO	✓
3b	性別 15 歳以上の労働力参加率	F.1、H.3		1	ILO	✓
4	性別自営業者の割合	F.2	目標 1、TB	1	ILO	✓
5	性別家族従業者割合	H.3	目標 1、TB	1	ILO	
6	性別雇用主割合	F.1		1	ILO	✓
7	規模別女性所有の企業割合	F.1、F.2		3	ILO	✓
8a	性別農業部門就業者の分布%	F.5、H.3		1	ILO	✓
8b	性別製造業部門就業者の分布%	F.5、H.3		1	ILO	✓
8c	性別サービス業部門就業者の分布%	F.5、H.3		1	ILO	✓
9	性別非農業部門の就業者全体に占めるインフォーマル就業者の割合	F.2、H.3		2	ILO	
10	性別 15-24 歳の若年失業率	F.1		1	ILO	✓
11	性別信用にアクセスを持つ人口割合	F.1、F.2		3	WB	✓
12	性別土地を所有する成人人口割合	A.1、A.2		3	WB/	✓
13	性別賃金格差	F.1、F.5		3	ILO	
14	性別パートタイム雇用者割合	F.5		2	ILO	
15	世帯内に 3 歳未満の子どもを持つか子どもを持たない 25-49 歳の者の性別就業割合	F.6		3	ILO	
16	公的なケアの下にある 3 歳未満児の割合	F.6		3	OECD	
17	インターネットを使っている個人の性別割合	F.3	目標 8、TF	1	ITU	
18	携帯電話 (mobile/cellular) 使用者の性別割合	F.3	目標 8、TF	1	ITU	
19	世帯主の性別にみたマスメディア (ラジオ、TV、インターネット) へのアクセスを持つ世帯割合	F.3		3	ITU	
<b>II 教育</b>						
20	性別 15-24 歳の若者の識字率	B.2、L.4	目標 2	1	UIS	
21	性別初等教育への純就学率	B.1、L.4	目標 2	1	UIS	✓
22	性別中等教育への粗就学率	B.1	目標 3	1	UIS	✓
23	性別高等教育への粗就学率	B.1		1	UIS	✓
24a	初等教育の粗就学率のジェンダーパリティ指数	B.1、L.4	目標 3	1	UIS	
24b	中等教育の粗就学率のジェンダーパリティ指数	B.1、L.4	目標 3	1	UIS	
24c	高等教育の粗就学率のジェンダーパリティ指数	B.1、L.4	目標 3	1	UIS	
25	高等教育レベルでの科学、技術、製造、建築の卒業生中における女性割合	B.3、B.4、L.4		2	UIS	✓
26	高等教育の教員と教授における女性の割合	B.4、L.4		2	UIS	
27	性別の初等教育の 1 年生の調整済み純入学率	B.1		1	UIS	
28	性別初等教育修了者割合 (代理)	B.1		1	UIS	
29	性別中等下級教育の粗卒業率割合	B.1		1	UIS	
30	性別初等教育から中等教育 (普通科) への有効移動率	B.1		1	UIS	
31a	性別 25 歳以上の学歴 (初等)	B.1		1	UIS	
31b	性別 25 歳以上の学歴 (中等下級)	B.1		1	UIS	

31c	性別 25 歳以上の学歴（中等上級）	B.1		1	UIS	
31d	性別 25 歳以上の学歴（中等後）	B.1		1	UIS	
31e	性別 25 歳以上の学歴（高等）	B.1		1	UIS	
<b>III 健康と関連サービス</b>						
32	結婚あるいは同棲している 15-49 歳の女性の避妊数	C.1、C.2	目標 5	1	UNPD	
33	性別 5 歳未満児死亡率	C.1	目標 4	1	UNICEF	✓
34	妊産婦死亡率	C.1	目標 5、TA	1	WHO	
35a	妊産婦ケア、少なくとも 1 回の訪問	C.1	目標 5、TB	1	UNICEF	
35b	妊産婦ケア、少なくとも 4 回の訪問	C.1	目標 5、TB	1	UNICEF	
36	熟練保健専門家の立会いのある出産割合	C.1	目標 5、TA	1	UNICEF	
37	性別 15 歳以上の者の喫煙率	C.2		1	WHO	
38	性別肥満者割合	C.1、C.2		1	WHO	
39	HIV/AIDS をもっている 15-49 歳人口中の女性割合	C.3	目標 6、TA	1	UNAIDS	
40	性別抗レトロウイルス薬へのアクセス	C.3	目標 6、TB	1	WHO	
41	性別 60 歳での平均余命	C.1、C.2		1	UNPD	✓
42a	死因別 15-34 歳成人死亡	C.1、C.2		1	WHO	
42b	死因別 35-59 歳成人死亡	C.1、C.2		1	WHO	
<b>IV 公的生活と意思決定</b>						
43	政府の大臣の地位における女性割合	G.1		1	IPU	
44	国会の女性議席割合	G.1	目標 3	1	IPU	
45	経営者の地位にある女性割合	F.1、F.5、 G.1		1	ILO	
46	女性警察官割合	I.2		2	UNDOC	
47	女性裁判官割合	I.2		2	UNDOC	
<b>V 女性と女児の人権</b>						
48	親しいパートナーによって過去 12 カ月間に身体的あるいは性的暴力を受けた 15-49 歳の女性割合	D1、D.2		2	UNICEF	
49	親しいパートナー以外によって過去 12 カ月間に身体的あるいは性的暴力を受けた 15-49 歳の女性割合	D1、D.2		2	UNICEF	
50	女性性器切除の件数（関連する国についてだけ）	I.2		1	UNICEF	
51	18 歳未満で結婚あるいは同棲した 20-24 歳の女性割合	L.1、L.2		1	UNICEF	
52	若年出産率	I.1、I.2	目標 5、TB	1	UNPD	✓

**略号** FAO: Food and Agriculture Organization of the United Nations（国連食糧農業機関）、ILO: International Labour Organization（国際労働機構）、IPU: Inter-Parliamentary Union（列国議会同盟）、ITU: International Telecommunication Union（国際通信連合）、OECD: Organization for Economic Cooperation and Development（経済協力開発機構）、UIS: United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization Institute for Statistics（国連教育・科学・文化機関・統計研究所）、UNAIDS: Joint United Nations Programme on HIV/AIDS（HIV/AIDS に関する共同国連プログラム）、UNFPA: United Nations Population Fund（国連人口基金）、UNICEF: United Nations Children's Fund（国連児童基金）、UNODC: United Nations Office on Drugs and Crime（国連ドラッグと犯罪に関する国連事務所）、UNPD: United Nations Population Division（国連人口部）、WB: World Bank（世界銀行）、WHO: World Health Organization（世界保健機構）。

**北京行動綱領**（BPFA: Beijing Platform for Action）北京行動綱領は 1995 年に北京で国連が開催した第 4 回世界女性会議で採択された。会議は、世界の女性の前進の障碍として認識された 12 の問題分野に焦点をあて、それらの問題を取り上げた北京宣言と行動綱領を採択した。それはまた、諸政府がそれら問題分野の各々に関連する統計を定期的に収集し、前進を監視し、政策の影響を評価するための基礎として役立たせることを促した。入手先は <http://www.un.org/womenwatch/daw/beijing/pdf/BDPfA%20E.pdf>

**表 2 分野別国家規範に関連するジェンダー指標のリスト**

指標番号	指標の名称	北京行動綱領	層	機関
<b>I 経済構造、生産的活動への参加と資源へのアクセス</b>				
1	就業におけるジェンダー平等への国のコミットメントの程度			
1a	同一価値労働に対する男女同一賃金に関する ILO-100 号条約を批准したか	F.1	1	ILO

1b	差別待遇（雇用と職業）に関する ILO-111 号条約を批准したか	F.1、F.5	1	ILO
2	仕事と家庭生活の調和の支援への国のコミットメントの程度			
2a	家庭的責任を有する労働者に関する ILO-156 号条約を批准したか	F.6	1	ILO
2b	パートタイム労働に関する ILO-175 号条約を批准したか	F.5	1	ILO
2c	在宅労働に関する ILO-177 号条約を批准したか	F.5	1	ILO
2d	母性保護に関する ILO-183 号条約を批准したか	F.1、F.6	1	ILO
3	産前・産後休暇	F.1、F.6	1	ILO, UNSD
4	産前・産後休暇中の給与の割合	F.1、F.6	1	ILO, UNSD
<b>IV 公的生活と意思決定</b>				
5	国会向けのジェンダー・クォータ制（議席の割当てと法による候補者の割当て）の存在	G.1	1	IPU
6	国会向けのジェンダー・クォータ制（政党の自主的割当て）の存在	G.1	1	IPU
7	ジェンダー統計に関する法律の存在		2	UNSD
<b>V 女性と女児の人権</b>				
8	女性差別撤廃条約の 16 条を留保しているか	I.1	1	UN-Women
9	ドメスティック・バイオレンスに関する法律の存在	D.1	1	UN-Women
10	相続権が女性と少女を差別しているかどうか	F.1、I.1	2	UN-Women
11	性別の法的最低結婚年齢	I.1	1	UNSD

**略号** ILO: International Labour Organization (国際労働機構)、IPU: Inter-Parliamentary Union (列国議会同盟)、ITU: International Telecommunication Union (国際通信連合)、UNSD: United Nations Statistics Division ((国連統計部)、UN-Women: United Nations Entity for Gender Equality and Empowerment of Women (ユーンエヌウィメン)

## 2 韓国のジェンダー統計関連制度及び作成の現況（その2）

文 有 兪（韓国女性開発研究院上席研究員）

【編集委員会注：韓国女性政策研究院（KWDI：Korean Women's Development Institute）、文有兪(Moon, Youkyoung)さんからの寄稿を、14号と今号の2回に分けて掲載する。ハングルの原文を日本側で訳した。】

### 3. ジェンダー統計の作成と普及現況

#### 3.1 韓国女性政策研究院のジェンダー統計刊行物とデータベース(DB)

韓国におけるジェンダー統計の出発点は、1986年に韓国女性政策研究院（KWDI）が発行した『女性関連社会統計および指標』であると言えることができる。1994年に2回目が発行されたこの統計冊子は、社会指標の基本体系に沿いながら性差を示す統計で構成された。1986年版には、人口、家族／世帯、教育、所得／雇用／経済活動、保健、栄養、社会福祉、住宅、社会活動、公共の安全等 10 領域 221 個の統計表が、韓国語と英語で収録された。『女性統計年報』は指標と統計をさらに体系化し、2008年に『韓国のジェンダー統計』と名称を変更して発行されている。

『韓国のジェンダー統計』は 500 余の社会指標で構成されており、女性研究者や女性政策担当者はもちろん、一般人にも広く利用されてきたが、刊行物であることから量の面で限界があり、また普及に限界があつて、アクセスの容易性に欠ける点が見られた。このような点を補うため、刊行物形態を継続する一方で、韓国女性研究院は 2006 年からジェンダー統計ウェブサイトの構築を開始し、現在はウェブサイトの運営と刊行物発行を併行している。

表 6 韓国女性政策研究院のジェンダー統計書発行状況

年度	報告書名
1986、1994	女性関連社会統計および指標
1994～2007（毎年）	女性統計年報
2003～2007（2年ごと）	図表で見る女性統計
2004、2006（2年ごと）	地域女性統計
2005～（毎年）	Women in Korea
2008～（毎年）	韓国のジェンダー統計

ジェンダー統計データベース(DB)は韓国女性政策研究院が構築・運営している。韓国女性政策研究院は2006年に国家単位のジェンダー統計DBを構築した後、2007年に地域ジェンダー統計、2008年に国際ジェンダー統計DB、2009年にMDG統計DBを構築した。そして、2010年に性別影響評価統計事業支援用DBを構築し、2011年にはジェンダー予算事業支援用DBを構築・運営している。このシステムは、モバイルサービスだけでなくすべての指標を英文化し、海外の研究者等が韓国のジェンダー統計研究に必要な資料に容易にアクセスできるようサービスを行っている。



2012年からホームページは一般用と専門家用に区分して提供されており、主題別、名称別、テーマ別のDB検索機能を持っている。ジェンダー統計DB管理の組織と人材に関しては、現在韓国女性政策研究院内の性別影響評価・統計センターがあたり、3人の担当者が置かれている。

### 3.2 統計庁のジェンダー統計刊行物

統計庁は1997年から『統計で見る女性の生活』を毎年発行している。この統計集は『韓国のジェンダー統計』とともに、韓国で最も多く使用されているジェンダー統計刊行物である。統計庁のもう一つの主なジェンダー統計刊行物には、『生活時間調査』がある。『生活時間調査』の女性分野で最も多く利用されているデータは、家事労働時間である。就業女性と非就業女性の家事労働時間や賃金労働時間、共稼ぎ夫婦と非共稼ぎ夫婦の家事労働時間の比較等は、女性の経済活動参加と生活の質の向上のための政策に大きく貢献している。

### 3.3 中央省庁のジェンダー統計刊行物

ジェンダー統計報告書の発行は、女性政策担当部署の拡大により中央省庁でも行われてきた。雇用労働省に勤労女性局が置かれていた1983年に、『女性と就業』という白書を発行して女性就業関連統計を提供したことが、中央省庁のジェンダー統計報告書の第一歩である。2001年の女性省の新設とともに設置された6省庁の女性政策担当官室でジェンダー統計書を発行し、女性家族省は2005年と2006年に『女性家族統計年報』を発行した。法務部は2000年から2年ごとに『法務部女性統計』を発行している。行政自治部は「女性と公職」に公務員統計を発表し、併せて2005年以降には地方自治体の女性公務員の統計を定期的に発表している。しかし、女性政策担当官制が2008年に李明博政府の発足とともに廃止され、他の中央省庁のジェンダー統計発行は低調な状況である。

### 3.4 地方自治体のジェンダー統計刊行物

1995年から本格的に地方自治制が実施されたことから、地方自治体は女性政策関連組織を作り、当該地域の女性統計を作成することに関心を持ち始めた。1997年に仁川広域市が『統計で見る仁

川女性の生活』を発行して以来、1998年には大田、大邱、済州等の地方自治体が韓国女性政策研究院に依頼して女性統計報告書を発行した。そのほかに、広域自治体は自ら、または女性政策傘下機関を通じて、さまざまな名称のジェンダー統計報告書を定期的に発行し始めた。2000年代に入り、基礎自治体がジェンダー統計報告書を作成し始めた。全州市が2000年に『全州女性統計年報』を発行し、2003年に高陽市、2007年に瑞草区、そして2010年に安山市、2011年に益山市、2012年に安養市がジェンダー統計報告書を発行した。基礎自治体の地域ジェンダー統計報告書の作成は、次第に拡がりつつある。

#### 4. 国家承認統計の性区分現況

統計庁および女性家族省は、ジェンダー統計作成のための基礎作業の一環として国家承認統計の性区分現況を把握し、未区分の統計の性区分を推奨している。統計法に性区分条項が入った2007年以来、2008年、2012年の3回にわたってこの点検作業が行われた。この作業は、ジェンダー統計において最も基本的な性区分統計について、統計庁と女性家族省が初めて協力したという点に大きな意義がある。国家統計は、統計作成方法によって調査統計、行政統計、加工統計の3種類に分けられる。2012年の点検作業では、統計の種類に応じて性区分の有無を点検した。\*5

##### 4.1 調査統計

回答者の性別を把握することは、回答者の性別による回答結果への影響を把握することができるという点から非常に重要である。個人・世帯調査の場合には調査対象である回答者の性別を把握しているかが点検され、事業体または機関についての調査の場合には代表者の性別を調査しているかが点検された。調査統計調査票に回答者の性別を記載しているかを従来の点検結果と比較すると、2007年の38.8%から2008年の52.1%に増加し、2012年の点検結果では52.4%と2008年に比べて0.3%増加した。

##### 4.2 報告統計

報告統計については、報告様式と統計表について性区分の実態を点検した。調査統計とは異なり、報告統計は規格化された様式により統計を集計するという特徴を備えている。ゆえに、点検方法は調査統計の質問事項を点検する方法とは異なり、報告様式と統計表の項目を点検した。\*6 422種類の報告統計について点検が実施され、項目は全部で265,002項目であり、この中で未区分の項目は135,602項目で、未区分率は51.2%であった。

##### 4.3 加工統計

加工統計の点検方法は報告統計の点検方法と同じ方法を用い、項目数および点検結果の分類は報告統計と同じである。49種類の加工統計について点検が実施され、項目は全部で6,820項目であり、この中で未区分の項目は1,009項目で、未区分率は14.8%であった。

#### 5. 結論および政策課題

韓国のジェンダー統計は過去30~40年間、制度的に、そして作成水準において著しい発展を遂げてきた。このような発展は、ジェンダー統計を制度的に支える法と政府省庁の存在が非常に肯定的な影響を与えた結果である。しかし、国家統計の全般的なジェンダー的改善のためには、女性家族省だけでなく、統計を担当する統計庁および主要統計作成省庁の、ジェンダーへの敏感性の向上と制度的支援が必要である。

女性家族省と統計庁が毎年実施している「国家統計の性区分現況」のように、一つの主題をもって女性家族省と統計庁が基本概念または基準を共有することは、このような過程に向かう第一歩として、非常に重要な作業である。また、ジェンダー統計の必要性を示すためには、政策的効果を集約的に広報すると同時に、多様な分野のジェンダー指標を継続して開発することが必要である。韓国は両性平等指標を国家水準(national level)と地域水準(local)に分けて、毎年その結果を発表し、女性政策の推進に協力している。また、障害者女性の指標と統計、多文化家族の指

標と統計等、マイノリティ集団の女性の指標と統計に領域を広げることによって、該当政策の発展を支援している。

- \*5 ジョン・ギテクほか「国家承認統計のジェンダー統計作成現況の分析および拡大策に関する研究」、2012年、47頁。
- \*6 53頁

### 参考文献

ムン・ユギョン、ジョン・ギテク、ジュ・ジェソン「男女別統計の国際的推進の実態比較に関する研究」、ソウル：女性家族省、2006年

\_\_\_\_\_「統計法改正にともなう性別統計活性化策」、ソウル：女性家族省、2007年

\_\_\_\_\_「性別統計中長期実践計画の樹立」、ソウル：女性省、2009年

ムン・ユギョン、ジュ・ジェソンほか「ジェンダー統計革新戦略」、ソウル：女性省、2004年

ムン・ユギョン、イ・ミジョン、ジャン・ミヘ、チェ・ソンファ「国家均衡発展モデルの性主流化戦略開発（I）：両性平等指標開発」、ソウル：韓国女性開発院、2005年

ジョン・ギテク、ムン・ユギョン、ジュ・ジェソン、ソン・ボヨン「非承認統計の性区分の実態点検および改善策に関する研究」、ソウル：女性家族省、2010年

ジョン・ギテク、ジュ・ジェソン、ジョン・ユンジ「性別統計の作成・活用実態の点検および改善策に関する研究」、ソウル：女性省、2008年

ジョン・ギテク、ムン・ユギョン、ジュ・ジェソン、ハン・グンシク、パク・ゴンピョ、ドン・ジェヨン「国家承認統計のジェンダー統計作成現況分析および拡大策に関する研究」、ソウル：女性省、2012年

ジュ・ジェソン「国家承認統計の性区分現況と改善策」、2012年韓国統計学会発表資料、2012年

女性家族省・統計庁「ジェンダー統計：作成・活用案内書」、2011年

統計庁「国家統計発展基本計画（'13～'17）」、2013年

\_\_\_\_\_「国家統計発展基本計画（'13～'17）課題別説明書」、2013年

EOC. 2007. Gathering and using information on gender equality : Guidance for GB public authorities. Manchester : EOC.

ONS. 1998. A Brief Guide to Gender Statistics. London : ONS.

\_\_\_\_\_. 2000a. Equal Opportunities Statistics : Gender-Report from the Producer Consultation conducted August to October 2002. London : ONS.

\_\_\_\_\_. 2000b. Equal Opportunities Statistics : Gender-Report from the User Consultation conducted April to July 2002. London : ONS.

\_\_\_\_\_. 2000c. Framework for National Statistics. London : ONS.

\_\_\_\_\_. 2003. Brief Guide to Gender Statistics. London : ONS.

## 3 地方公共団体の男女共同参画統計活動（市区編） ⑭ 山口市

### 「男女共同参画統計データブックをつかった社会学入門講座」

山口市男女共同参画センター 長村 淑子

2009（平成21）年に開設された山口市男女共同参画センターは、昨年設立5周年を迎えました。市民団体である当山口市男女共同参画ネットワークが山口市より事業委託を受け、学習機会の提供、調査研究、情報収集、研修派遣、センターイベント開催等を行っています。年間約30の講座の企画運営はそのなかでも重要なものと位置づけて取り組んでいるところです。

特に、参画の基本的な知識を学ぶ男女共同参画講座は、センター開設当初より毎年、数回シリーズの連続講座として企画をし、講師に地元大学の先生や男女共同参画の専門家の方々をお招きして開催しています。記念すべき5周年の昨年度は、講師の山口大学の先生から、社会学という切り口からジェンダーの問題を浮かび上がらせること、それに際してNWEC発行の男女共同参画統計データブックを活用して問題提起を行うことのご提案があり、「男女共同参画統計データブックをつかった社会学入門」と題して5回シリーズの講



座を開催するに至りました。

全5回の内容は、「地域と役割」、「家族とライフコース」、「労働と仕事」、「階層と不平等」、「社会参加とまちづくり」です。個人と個人が関わりあうことで社会が成立し、社会が発展し変化するのに伴ってどのような問題が個人と社会に生じているかを、各回さまざまな領域から明らかにしてゆきます。性別役割分業、家族の変容、M字就労、労働の女性化や無償労働、階層移動と性別格差、生活時間と社会的ネットワークの形成について等、各回のテーマに沿ってデータブックからとりあげられた多数の表は、受講者がジェンダーに起因する問題の理解を深めるのに役立ちました。そして、担当講師のフィールドワーク研究からも毎回注目すべき活動事例の紹介があり、学んだことを実際に引き寄せて考えることができました。

例年より少し専門的な内容ではあったのですが、全5回でのべ116人の受講者があり、「データに基づいての講義でわかりやすかった」、「今までの参画のセミナーでは聞くことのできない新しい話だった、おもしろかった」との感想をいただきました。今年度もまた違う形での男女共同参画基礎講座が始まっていますが、昨年度の続編を期待する声もあったため、今後検討していきたいと考えています。

「男女共同参画」のこととその意味は、ここ山口でもようやく少しずつ知られるところとなりましたが、ひとりひとりの身近な問題としてとらえられていないというジ

レンマがあり、当地における参画の意識啓発はまだまだ道半ばです。どうすれば日常のなかから問題意識をひき出し、男女共同参画社会の必要性を共有できるかを考え、次世代の活動を担う人材を育てていくことも視野に入れて、今後市民一般にひろくアピールする講座になるよう内容やタイトル等をよく練られたものとし、PRの方法も工夫して、若年層の参加に力点を置いて企画を考えていきたいと思っています。

山口市では、今年4月に待ち望んでいた男女共同参画推進条例が施行され、11月には第23回男女共同参画全国都市会議の開催が予定されています。これらを契機に市民意識の醸成や市民活動の活性化を期待しつつ、今後も地道に活動を継続していく所存です。



#### 4 地方公共団体の男女共同参画統計活動（都道府県編） ⑮高知県

##### 『データで見る高知の男女共同参画』

公益財団法人 こうち男女共同参画社会づくり財団 主事 川添 美樹

##### 『データで見るこうちの男女共同参画』について

『データで見るこうちの男女共同参画』（以下、「データ集」とする）は、2009（平成21）年までは約800部を印刷・製本化し、男女共同参画への認識を深めるための資料として活用してもらうことを目的に関係機関等に配布するなどして行っていました。2010（平成22）年からは、ホームページ上でのみ公開するようになりました。

掲載しているデータ数は全111項目で、下記のとおり8つの分野に分けて掲載しています。

##### 8つの分野

- |                     |                        |
|---------------------|------------------------|
| I. 人口と社会            | V. 女性に対する暴力            |
| II. 世帯・家族           | VI. 政策方針決定過程への女性の参画    |
| III. 就業分野における男女共同参画 | VII. 教育・研究分野における男女共同参画 |
| IV. 女性と健康           | VIII. 男女共同参画に関する意識     |

データの出典元はさまざまで、総務省統計局が実施する「国勢調査」（5年に1回実施）や、厚生労働省の「人口動態統計」「賃金構造基本統計」（毎年更新）など、行政機関が実施する基幹統計調査を基に作成された「基幹統計」が主となっています。そのほかにも、内閣府男女共同参画局が実施する「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」や「女性の政策・方針決定参画状況調べ」、国立社会保障・人口問題研究所が発表する「人口統計資料集」などからもデータを転載しています。

出典元となっている調査や統計の更新時期はそれぞれ異なっており、早いものでは例年5月下旬に公表されるものもあれば、3月上旬になって公表となるものもあります。そのため、データ集の最新版の公開は、全項目が最新データとなる3月下旬を目途に行っています。

### データ集の活用事例

全国を単位とするデータは高知県を含めたデータであるため、全体的な傾向として高知県があたりはまる部分も多くあります。しかし、男女共同参画をより効果的に推進する上では、地域性を加味するということがとても重要となります。全体のうちどこに重点を置いて施策を展開していくかは、それぞれの地域の現状によって異なるからです。

そのため、全国と高知県の比較、さらには諸外国と日本の比較、過去と現在の比較ができるこのデータ集は重要な役割を果たしていると言えます。

特に過去からのデータの積み重ねは、現在までの推移を見ることができ、現在がどのような傾向にあり、今後どのように変化していくかを読み解くための判断材料にもなります。

### データ活用の際の注意点

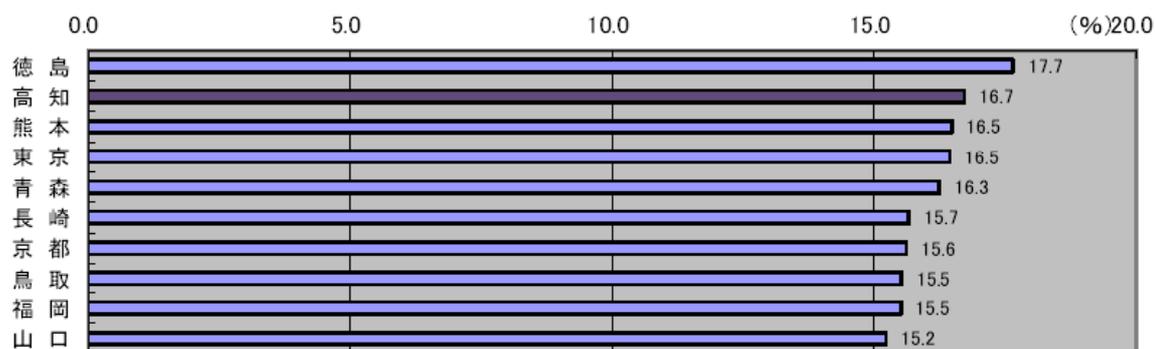
データを活用するにあたっては、注意しなければならない点があります。

先日も全国紙の記事に「女性活躍度ランキング 高知V」といった見出しのものがありました。「女性の活躍が最も進んでいるのは高知県」や「高知県は働く人、管理職、起業した人に占める女性の割合が、いずれも全国1位だった」といった文言が記載されていました。

「全国1位」と言うと単純に、「それを表す数値が高かった」と考えてしまいがちですが、果たして本当にその数値は高いと言えるのでしょうか。データ集によると、高知県の「管理的職業従事者（就業者）に占める女性の割合」は16.7%（平成22年、総務省「国勢調査」より）となっています（このときは全国2位）。同じく全国の数値が14.0%ですので、その数値と比べて「高い」と言えますが、数値そのものは決して「高いとは言えない」のが現状です。この管理的職業従事者（就業者）に占める女性の割合が全体の2割に満たない状況で、全国1位という結果を手放しで喜ぶことはできません。

図 都道府県別 管理的職業従事者（雇用者）に占める女性雇用者の割合  
（平成22年、上位10県）

本県における管理的職業従事者（雇用者）に占める女性雇用者の割合は16.7%で、全国第2位の位置にある。



データを活用する際には、ぜひ全国で何位とかいう結果だけを見るのではなく、数値そのものが本当に「高い」数値なのかどうかを見分ける目が必要だと思えます。

### 男女共同参画センターが発行するデータ集

このデータ集にはある仕掛けがあります。多くの統計データは、そのほとんどが「男」「女」の順、グラフや表では男性は決まって青系、女性には赤系の色を使っています。しかし、このデータ集では意図的に順番を「女」「男」の順に、女性は青系、男性は赤系の色で表しています。これによって、見る人が知らず知らずのうちに持っているジェンダー意識に気付くきっかけになればと考えています。

最後に、このデータ集が男女共同参画社会づくりに向けた取り組みや、女性の活躍を後押しする一助となることを願っています。

『データで見るこちの男女共同参画』は、こち男女共同参画センター「ソール」のホームページからダウンロードいただけます。 <http://www.sole-kochi.or.jp>

## 5 資産所有と企業家の測定：ジェンダー統計の新課題への取組み —EDGEプロジェクトから

編集委員会

### EDGE プロジェクトとは？

国連統計部と UN Women の“**E**vidence and **D**ata for **G**ender **E**quality”（ジェンダー平等のための証拠とデータ）という名称の3年間（2012-2015年）のプロジェクトである。このプロジェクトで期待される成果は、(1)保健、教育および就業についてのデータとメタデータを編集し配布する国際的プラットフォームの設定、(2)企業家と資産所有に関する比較可能なジェンダー指標の収集のための基準に関する方法論的報告書、(3)特定国での試験テストの結果、とされていた。

プロジェクトでは既に、▼国連統計部の「ジェンダー指標の最小限セット」に17の指標をふくめ、▼資産所有と管理のジェンダー視角からの測定については、2013年の会議を経て専門的報告書の草案を提出し、特定国で試験を行った。企業家に関しては、2013年11月に会合を開いた。

資産所有と起業の測定問題は、日本ではごく少数の研究はあったが、政府が取り組むべきジェンダー統計の課題としては新しい。国際的には、この課題への取組が多くの途上国の参加をえて本格的に開始されたことになる。そこで会議の状況を紹介する。

### 資産所有のジェンダー視角からの測定

会議は2013年7月30日-8月2日にバンコクで、フォローアップ会議が11月21日ニューヨークで開かれた。バンコク会議は、中国、フィリピン、モンゴルとガーナ等をふくむ9カ国の統計局からの調査専門家とジェンダー統計家、およびオーストラリア、アメリカ合衆国、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、FAO、ESCAP 統計部からの専門家の参加のもと、6つのセッションで14の報告・文書提出があり、後半の3セッションは専門的報告の案の検討にあてられた。ワークショップの文書として、議題、参加者リスト、開会声明、要約と結論、以上全体をまとめた最終報告書が用意されている。

[http://unstats.un.org/unsd/demographic/meetings/egm/Thailand/2013/list\\_of\\_docs.htm](http://unstats.un.org/unsd/demographic/meetings/egm/Thailand/2013/list_of_docs.htm)

性別の資産所有と管理の状況は、男女の経済的・社会的地位や意思決定への参加等ほとんどのジェンダー不平等の基礎にある問題でありながら、これまで国際的にも本格的にはとりあげられなかった。この会議でまとめられた測定に関する報告書草案は多くの興味深い提起をふくんでおり、今後数年間かけてのガイドラインの仕上げにおいて、日本でも十分に検討すべきものである。

会議では、①測定の必要性、②ジェンダー分析に適合的な資産は何か、③効果的で持続可能な形のジェンダーに敏感な資産データの収集方法、を集中的に討議したという。「要約と結論」文書の (a) 9 項での必要性の説明 (全訳) をみたらうで、②、③について (■何を測定するか、■測定方法) は項目だけを示す。

### ■(a) なぜ資産所有をジェンダー視角から測定するのか？

9. 人々が所有する資産は人々の福利 (welfare) の不可欠の構成要素であり、以下をふくむ異なる機能に仕える。すなわち、(a) 社会的地位と安全を決める、(b) 財を生産し所得を生み出す、(c) 蓄積された富を表わす、(d) 衝撃に対する緩衝物を提供する等をふくむ異なる機能に仕える。特に性別資産所有のデータは、ジェンダー平等、女性のエンパワーメントと人間開発を監視すること、である。性別資産所有データは、政策関連の多くの問題—例えば、男女間の資産所有の数量的・質的な違い、資産の獲得・利用・処分の違い、資産所有の違いが農業や事業で女性の生産性に与える影響を理解すること—に応えることが強調された。ジェンダー視角からの資産所有はまた、貧困や貧困の変動の優れた指標になり、性別所得データを使うよりも入手しやすいだろう。個人レベルの資産所有データはまた、国の進歩の各国と国際的監視にとって、そしてSNAのための世帯部門の資産の推定のために重要である。性別資産所有と管理のデータの利用者は、政府機関、国際的パートナー、女性団体、研究者、NGOや金融機関である。

■何を測定するか—どの資産を含めるか、測定する資産のタイプ、収集したデータの最高度の利用のための人口等の背景情報、個人レベルの資産所有情報、当該地域の使用言語への対応。

■測定方法—誰が調査者になるか、資産の評価方法、調査員の特別訓練、使用するデータ源泉。

### ジェンダー視角からの企業家 (Entrepreneurship) の測定

会議は 2013 年 12 月 5-6 日にニューヨークで開かれた。グルジア、ガーナ、インド、メキシコ、フィリピン、合衆国の 6 カ国、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、OECD、UNECA、UNECLAC、世界銀行からの統計家等と専門家 4 名であった。4 つの会議向け文書と 15 の報告がある。報告は精粗様々である。6 月下旬の現在、最終報告はアップされていない。既に Eurostat と企業家指標の開発を進めている OECD からの参加者 ; Mario Piacentini による背景論文でデータの必要性を示す。

■女性企業家データの必要 「女性企業家への政策的関心の最近の高まりは、企業家のジェンダー格差のより深い分析を刺激した。メディアは、この格差を自然のものとする見方に挑戦して、女性が所有する事業の増加の証拠を示し、非常に成功している女性企業家の物語を描いている (*The Economist* 2013)。研究者は、女性所有と男性所有の事業の間のパフォーマンスに格差があることを疑問視して、ベンチャー事業に従事する女性が少ないことに異なる説明をしている (Fairlie and Robb, 2009)。しかし、この論争は女性企業家を支援する目的をもった政策に確かな基礎を与えるには不足している。その理由の一部は、国際データがわずかなことである。

企業家である女性に関する適時的で国際比較可能な統計の開発は、広い範囲の政策的疑問に答えるために不可欠である。第一に、現在可能な自営業主についてのデータを使って可能なことを超えて、新事業の開始への女性の寄与の傾向を監視することを可能にする。仕事の創造に向けた女性企業家の潜在能力を証明する確固とした数は、政策的な勢いを高く維持するために重要である。第二に、このデータは、男女の企業家の、人的資本と管理の経験といった特性が、企業家であることによる報酬、そして企業家の投資と女性の経済的エンパワーメントの関係にどう影響するのかの理解を助けるだろう。第三に、この統計は女性による事業の開始と発展を助けることができる企業家の政策的手段及び具体的政策の洞察を提供できる」。

■会議のトピックスは、(1) 企業家とは何か？ (2) 何故企業家をジェンダー視角から測定するか？ (3) 企業家をジェンダー視角からどう測定するか？—現在のアプローチと既存のデータ出

所の概観、(4) 人口を基礎にする調査を使う女性企業家の確認と測定、(5) 企業を基礎にする調査を使ったジェンダー視角からの企業の測定、(6) ビジネス・レジスターを使ったジェンダー視角からの企業の測定、(7) 結論と今後の課題、であった。

## 6 男女共同参画統計に関する行事など（2013年1月～）

【行事等に関する情報を事務局にご連絡ください。編集委員会で検討の上掲載いたします】

月	日本	国際
<b>2013年</b>		
1		31: 第7回IAEG-GS
2		26-3.1: 第44会期（2013年）国連統計委員会、ジェンダー統計に関する報告書
4		16-19:国連統計部・アジア統計研修所主催「政府統計へのジェンダー視角の統合の改善」千葉市ワークショップ
6	21: 平成25年版男女共同参画白書を閣議決定・公表	
7		30-8.2: EDGE-資産所有ジェンダー統計会議
8	22-24: NWECフォーラム（国立女性教育会館）	
9	13-14: 経済統計学会全国研究大会ジェンダー統計セッション（静岡）	
11		21: EDGE-資産所有ジェンダー統計のフォローアップ会議
12		5-6: EDGE-企業家ジェンダー統計会議
<b>2014年</b>		
3	第II期統計基本計画(2014-2018)制定	4-7: 第45会期（2014年）国連統計委員会、ジェンダー統計に関する報告書 19-21: UNECE Work Session on gender statistics
4	17: 平成26年版男女共同参画白書を閣議決定・公表	
9	11-12: 経済統計学会全国研究大会ジェンダー統計セッション（京都）	
11		3-5: 第5回世界ジェンダー統計フォーラム。アグアスカリエンテス、メキシコ/ISEG-GS

### 編集後記

今号では、日本のジェンダー統計が取り組むべき事項への示唆に富んだ、国連統計部が進むジェンダー統計活動を取りあげました。韓国のジェンダー統計記事は、前号からの続きです。国内では、山口市と高知県からご寄稿をいただきました。

本年度の編集体制は下記の通りです。皆さまからの情報、ご意見をお待ちしております。

### 編集委員（2014年度） ※五十音順、敬称略

天野晴子（日本女子大学家政学部教授）  
 伊藤 純（昭和女子大学人間社会学部准教授）  
 伊藤陽一（法政大学名誉教授）  
 杉橋やよい（金沢大学経済学経営学系准教授）  
 中野洋恵（国立女性教育会館研究国際室長・主任研究員）  
 森 未知（国立女性教育会館情報課専門職員）

「NWEC 男女共同参画統計ニュースレター」No.15 2014.6.25

事務局 独立行政法人国立女性教育会館：

〒355-0292 埼玉県比企郡嵐山町菅谷728番地 E-mail infodiv@nwec.jp